平成２５年（フ）第６３６号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2451番地21、前住所東京都中野区白鷺３丁目14番12号ビアンヌール白鷺307
破産者　鈴木　高宇
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７７号
山梨県山梨市東846番地
破産者　東部防災建設株式会社
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
愛知県一宮市音羽３丁目２番18号
破産者　株式会社北昇建設
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３４号
福岡県福岡市中央区清川３丁目１番12号
破産者　ネットワークオフィス株式会社
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第９２号
愛知県豊川市中条町中道31番地の１
破産者　有限会社豊川インターサービス
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４７号
青森県五所川原市大字飯詰字皆瀬１番地２
破産者　櫛引ユキ子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第７４０号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目23番地　都市機構鶴ケ谷５丁目団地４号棟202
破産者　伊藤　啓子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１９２号
大阪市淀川区三津屋中３丁目９番41号
破産者　丸宮熔接工業所こと　宮城　秀明
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７０号
堺市南区若松台３丁28番６号
破産者　鍋島　和史
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９４４号
神戸市東灘区青木２丁目３番21―303号、開始決定時の住所神戸市灘区灘北通９丁目１番10―501号
破産者　小山　豊
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９７号
熊本県菊池郡大津町大字引水845番地１　ＬｅＧａｚｏｎⅢ203号、前住所熊本県菊池郡大津町大字引水823番地１　ユニハイム月尾Ⅱ105号
破産者　中尾　美幸（旧姓有田）
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３号
茨城県北相馬郡利根町大字羽根野900番地110
破産者　大塚　哲
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第４３８７号
京都市北区紫野上門前町79番地１、開始決定時の住所大阪市天王寺区上本町９丁目４番５―705号
破産者　木山　総
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目15番１号
破産者　道町　哲一
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―420号
破産者　小池　章宏
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―420号
破産者　小池　好子
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６９５号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目８番地の40
破産者　宇都宮里美
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０号
徳島県阿南市橘町日開谷11番地３、住民票上の住所徳島県阿南市橘町日開谷18番地４
破産者　谷本　繁
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部